

## 土地区画整理審議会委員の選挙（改選）のお知らせ

### 1. 土地区画整理審議会

土地区画整理審議会は、国又は地方公共団体等が施行する土地区画整理事業に設置することになっており、本事業においても平成27年7月に土地区画整理審議会が発足されましたが、令和2年7月27日をもって5年間の任期が満了となることから、審議会委員の選挙を行います。

#### ■審議会とは

審議会は、施行者（玉村町）の諮問機関として事業に関する事項について審議等を行う機関であり、権利者のご意見を事業に反映させ、民主的に事業を運営する重要な役割を持つ組織です。

#### ■委員の定数

審議会委員は、施行地区内の土地所有者、借地権者及び土地区画整理事業について学識経験を有する者で構成されます。

委員の定数は10名となっており、そのうち、土地所有者及び借地権者の中から選挙により選ばれる8名と、町長が選任する学識経験者が2名となっております。

土地所有者と借地権者の委員の数は、それぞれの総数におおむね比例して定めます。

#### ■委員の任期

委員の任期は5年です。

### 2. 選挙権と被選挙権

#### ■選挙権のある方（投票できる方）

選挙人名簿に記載された土地所有者と借地権者（以下、「記載された方」という。）です。

#### ■被選挙権のある方（立候補できる方）

立候補できる方は、選挙人名簿に記載された方です。ただし、以下のいずれかに当てはまる方は、立候補できません。

- ・未成年者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行中または執行猶予期間中の方

### 3. 選挙の日程

項目	期日・期間	概要
①選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告	7月14日（火）	選挙（投票）日及び選挙人名簿の縦覧期間、時間、場所等について、玉村町役場の掲示板に掲示します。
②選挙人名簿の作成基準日	8月3日（月）	この基準日現在の土地所有者（登記名義人）及び借地権者（登記名義人及び借地権申告人）が名簿に記載されます。
③選挙人名簿の縦覧及び異議の申出	8月5日（水）から 8月18日（火）まで ※土日祝日を含む	縦覧場所：玉村町役場 都市建設課 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分 ※縦覧期間内に名簿への氏名の記載漏れ又は氏名・住所等に間違いがあるときは、異議の申出ができます。
④選挙人名簿確定の公告及び選挙すべき委員の数の公告	8月25日（火）	選挙名簿確定の公告とあわせて、土地所有者及び借地権者別に選挙すべき委員の数を、玉村町役場の掲示板に掲示します。
⑤立候補届出期間	8月25日（火）から 9月4日（金）まで ※土日を含む	受付場所：玉村町役場 都市建設課 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※立候補者及び推薦人は、選挙人名簿に記載された方に限ります。
⑥候補者の氏名等の公告及び投票場・投票時間・開票日時	9月8日（火）	候補者の氏名等を玉村町役場の掲示板に掲示します。また、選挙人の方に選挙実施通知書を発送します。なお、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないときは、投票を行わない旨の公告を行います。
⑦選挙日・開票日	9月27日（日）	投票場所：玉村町役場 都市建設課 投票時間：午前9時00分～午後5時00分 開票時間：午後5時30分～

※なお、上記の日程等に変更が生じた場合は、改めて通知いたします。

裏面もご覧ください。

## 4. 各種届出のお願い

### ■共有者の方へ

土地の共有や共同借地の方は、「代表者選任通知」を下記期日までに提出してください。  
共有者のうちから1名を代表者に選任していただければ、その代表者が投票（選挙権）及び立候補（被選挙権）を行うことができます。

① 立候補される場合

令和2年9月4日までに立候補届と共に提出してください。

② 投票される場合

選挙（投票）当日（令和2年9月27日）までに提出してください。

### ■法人の方へ

法人の代表者の方が、投票（選挙権）及び立候補（被選挙権）を行うためには、法人の代表者であることを証明する「資格証明書」及び「法人の印鑑証明書」を下記期日までに提出してください。

①立候補される場合

令和2年9月4日までに立候補届と共に提出してください。

③ 投票される場合

選挙（投票）当日（令和2年9月27日）までに提出してください。なお、代表者の代わりの方が投票される場合には「委任状」を添えて選挙（投票）当日までに提出してください。

### ■相続人の方へ

土地所有者（登記名義人）又は借地権者（登記名義人又は申告名義人）が亡くなっている場合、相続人の方が投票（選挙権）及び立候補（被選挙権）を行うためには、「相続届出書」及び相続人が複数の場合には「代表者選任通知」を下記期日までに提出してください。

①立候補される場合

令和2年9月4日までに立候補届と共に提出してください。

②投票される場合

選挙（投票）当日（令和2年9月27日）までに提出してください。

### ■借地権を有する方へ

借地権の登記をされていない方は、令和2年7月31日までに「借地権申告書」を提出していただければ、投票（選挙権）及び立候補（被選挙権）を行うことができます。

また、選挙人名簿を作成するために、令和2年8月3日から令和2年8月25日までは、借地権申告の受付はできません。

※各種届出の用紙は、玉村町役場 都市建設課の窓口及びホームページ（下図参照）にあります。

※選挙等の問合せ又は書類提出等は、下記へお願いします。

〒370-1192 佐波郡玉村町大字下新田201番地

「玉村町役場 都市建設課 まちづくり係」

電話：0270-64-7707

FAX：0270-65-2592